



大阪市経済戦略局

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/>

大阪市小規模企業者向け融資制度

経営支援特別融資のごあんない

本融資制度は、大阪市内の小規模企業者に対して、必要な事業資金を国の小口零細企業保証制度を活用し大阪信用保証協会の保証を付けて、希望する金融機関を通じて融資するものです。本要領をご参照のうえ、お申し込みください。

なお、大阪市企業支援課へお申し込みされる場合は、事前に電話によるご予約が必要です。

経営支援特別融資を利用できる方（次の1、2いずれの要件も満たす方）

1. 同一事業をおおむね1年以上経営し、大阪市内に事務所または事業所を有しており、原則として事業による大阪市民税を納税している小規模企業者※¹で、お申込みいただく融資金額が、既存保証付き融資残高と合算して2,000万円以内の方
2. 最近3ヵ月または6ヵ月の売上高が、前年同期と比較して減少している方※²

※1：小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める

- ・常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人）以下の会社、個人
- ・常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
- ・法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください）

※2：売上高の減少については、最近3ヵ月または6ヵ月の売上高が前年同期と比較して減少していることを、売上減少等申告書により大阪市経済戦略局企業支援課で確認させていただきます。

【売上減少等申告書について】

- ・受付（申告書の提出）には、事前に大阪市企業支援課（06-6264-9844）に電話によるご予約が必要です。
- ・売上減少等申告書【大阪市提出用】【保証協会提出用】のほか、申告内容の確認のため、次の資料が別途必要となります。
 - ① 試算表、売上台帳等、売上高の減少を疎明するもの
 - ② 履歴事項全部証明書や確定申告書の写し等、事業所の確認できるもの
- ・大阪市企業支援課（大阪産業創造館12階）で申告内容を確認後、【保証協会提出用】を返却します。

なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。

この制度を利用できない主な例は4ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

取扱金融機関

都市銀行	みずほ 三井住友 三菱UFJ りそな
地方銀行	池田泉州 関西みらい 徳島大正
信用金庫	尼崎 永和 大阪 大阪厚生 大阪シティ 大阪商工 北おおさか

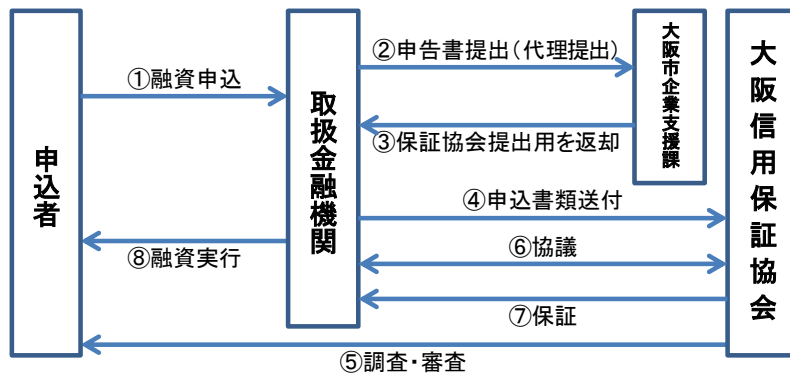
融資申込に関する相談・受付

- ・上記取扱金融機関
- ・大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課
（大阪産業創造館12階）
〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5
電話：06-6264-9844



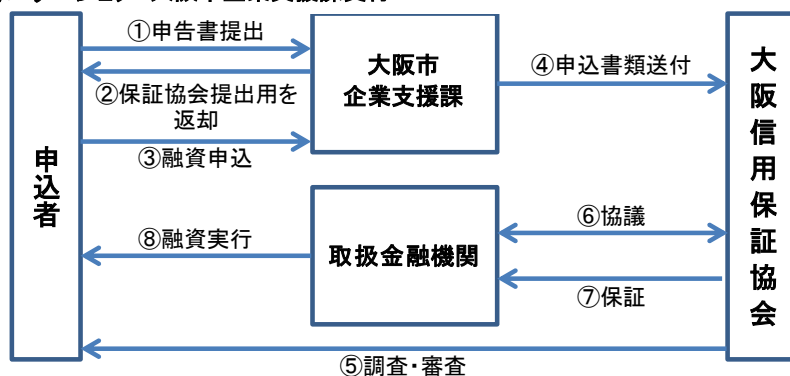
申込から融資までの流れ

<パターン1> 金融機関受付



※②の手続きは、申込者が行うことも可能です。(その際、③は申込者に対して行いますので、申込者は融資申込書類と同様に取扱金融機関へ提出が必要となります。)

<パターン2> 大阪市企業支援課受付



※①～③の手続きは同時に行うことも可能です。

【融資の申込について】

- 申込方法は、左の<パターン1> <パターン2>のいずれの方法でも可能です。
※金融機関受付<パターン1>を希望される場合は、金融機関にご相談ください。
大阪市企業支援課受付<パターン2>を希望される場合は、事前に電話によるご予約が必要になります。
- 申込は、必ずご本人が行ってください。
※運転免許証、健康保険証等で本人確認をさせていただきます。
- 大阪信用保証協会が定める要件や法人と経営者の関係の分離状況等を踏まえ、連帯保証人が不要となる場合は、<パターン1>金融機関受付となります。

※融資申込の受付後、申込書類は保証協会に送付され、保証協会による審査の後、金融機関と協議が行われ、保証の決定並びに融資が実行されます。

融 資 条 件

融資限度額（注1）	2,000万円（既存の保証付き融資残高を含む）
融資期間	10年以内（据置期間12ヵ月以内）
融資利率（注2）	年1.4%（固定金利）
担 保	原則として不要
信用保証料率（注3）	年0.5%～2.2%（※大阪信用保証協会の定める料率による）
資金使途（注4、5）	運転資金または設備資金
連帯保証人（注6）	法人の場合は原則として代表者のみ、個人の場合は原則として不要
返済方法	毎月元金均等分割返済（元金据置期間中は利息のみの支払いとなります。） （※ただし、保証期間が1年以内の場合は分割返済または一括返済可とする）

（注1）既存の全国の信用保証協会の保証付融資の融資残高（根保証・当座貸越等の極度額のあるものにおいては融資限度額）との合計で2,000万円の範囲内となる申込みに限ります。大阪信用保証協会および他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問合わせください。

（注2）融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に窓口でご確認ください。

（注3）次に該当する場合、協会の定める料率から0.1%を割引します。

・決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が商業登記簿謄本等により確認できる会社

（注4）設備資金の場合、原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。

設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続と信ができませんのでご注意ください。

（注5）本融資では、新規事業資金での取り扱いができません。新規事業資金については府制度融資「小規模資金」をご利用いただけます。

（※）新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。）を行う資金」をいいます。

（注6）次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を持つ方
- ・事業承継予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

（※）連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただきます。

申 込 時 必 要 書 類		申込人	
提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください（注7）		個人	法人
通 常 申 込 時 に 必 要 な 書 類	融資申込書兼信用保証委託申込書（大阪市企業支援課受付の場合） 信用保証委託申込書（金融機関受付の場合）	1 通	1 通
	保証人等明細	1 通	1 通
	申込人（企業）概要	1 通	1 通
	資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	1 通	1 通
	信用保証委託契約書（貸付実行時に作成のうえ提出）（注8）	1 通	1 通
	事業計画書（計画内容が確認できる場合は他の計画書の準用可）	1 通	1 通
	同意書（当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要）（注9、10） ・個人情報取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）	各 1 通	法人代表者の もの 各 1 通
	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（注11）（発行後3カ月以内のもの） ・保証協会用 1 通 ・取扱金融機関用 1 通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	—	2 通
	決算書及び附属明細書（写）※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用 1 通 ・取扱金融機関用 1 通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	—	各 2 通
	税務署受付印（※1）のある確定申告書（写）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用 1 通 ・取扱金融機関用 1 通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	各 2 通	各 2 通
	印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの） （注9、12）	申込人	法人のもの 1 通
		連帯保証人（法人代表者等）	— 1 通
	大阪市民税 納税証明書（申込日以前1年間に納期到来のもの）（注13～18）	1 通	1 通
	大阪市民税 課税証明書（申込日以前1年間に納期到来のもの）（注13）	1 通	—
	売上減少等申告書【保証協会提出用】（大阪市の収受印が押印されているもの）	1 通	1 通
	小規模資金申込に係る融資残高申告書（大阪市企業支援課受付の場合）	1 通	1 通
必 要 に 応 じ て 提 出 し た だ く 書 類	担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの）	1 通	1 通
	担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格および時価を記載した説明書	1 通	1 通
	設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）等	1 通	1 通
	営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）	1 通	1 通
	申込時点において保証協会の利用がない場合、 申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの） （写し可、発行後3カ月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	1 通	1 通
	申込人（法人にあっては代表者）および連帯保証人が外国人の場合、 在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本（発行後3カ月以内のもの）または 在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済みであって、 申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要	1 通	法人代表者の もの 1 通
	その他、必要と認められる書類	1 通	1 通

【必要書類については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項」に定める個人番号を記載していない書類（個人番号を黒塗りした書類を含む）を提出してください】

（注7）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証、印鑑登録証明書等）を求められることがあります。

また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注8）運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間または据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。
なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。

（注9）申込人が個人の場合でも、連帯保証人が必要な場合、その方の印鑑証明書が必要となります。

申込人以外の方が担保を提供する場合は担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。

- (注 10) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)に、保証の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出が必要。大阪市企業支援課受付の場合は、保証申込の都度提出が必要。
- (注 11) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可)。2回目以降は変更がある場合等、必要に応じて徴求。大阪市企業支援課受付の場合は都度原本(最近3ヵ月以内のもの)が必要。
- (注 12) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要。(写し可、最近3ヵ月以内のもの。)2回目以降は変更がある場合等に必要。大阪市企業支援課受付の場合は都度原本(最近3ヵ月以内のもの)が必要。
- (注 13) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。大阪市企業支援課受付の場合は、都度原本が必要。
- (注 14) 発行時期が未到来のため添付できない場合は、事業税、所得税、法人税、住民税のいずれかに係る納税状況を証する書類及び当該税の完納を証する領収書(写)等が各1通必要です(当該事業に係るもの)
- (注 15) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。
- (注 16) 市民税で地方税法の規定により、障害者控除額または寡婦(夫)控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で市民税の所得割のあるものとみなします。
- (注 17) 税額を有し、かつ申込日より1年間に納期(延納、納税の猶予または納期限の延長にかかる期限を含みます)到来のものが全額納付されていることが必要です。
- (注 18) 申込人が個人で、住所と営業所が市内の異なる区にある場合は、各々の区の大阪市市民税の納税証明書が必要で、
※融資を受けられた後に次の書類が必要となります。
- (1) 設備資金として融資を受けられた場合、領収書(写)等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期(申告期)が到来した場合、金融機関または信用保証協会より決算書(申告書)等の提出の依頼がありますので、提出してください。なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

制度をご利用いただけない主な例

- I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業(クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業(補助的金融商品取引業を除く。))、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。))、金融代理業(金融商品仲介業に限る。))、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、風俗営業(公序良俗等の観点から問題がある場合)、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人(医業を主たる事業とする場合を除く)などの場合
- II. 信用保証協会との取引について
 - ①原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合(申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む)
 - ②原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合(申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む)
 - ③前回保証資金が、合理的な理由なく資金の使途目的以外に流用された場合
 - ④直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合いを見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合
 - ⑤原則として、他の信用保証協会でも特別小口保証(※)を受けている場合
(※特別小口保証とは、国が定める特別小口保険を付保した保証制度のことをいいます。)
- III. 金融取引等について
 - ①銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合(原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む)
 - ②仮差押・差押・競売等法的措置を受けている場合及び破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合
- IV. 財務内容等について
 - ①税金を滞納し、完納の見通しがたないと大阪信用保証協会が判断した場合
 - ②借入金(消費性、住宅ローンを含む)、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
 - ③高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
 - ④業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
 - ⑤粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
 - ⑥これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれずと大阪信用保証協会が判断した場合
- V. その他
 - ①許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合
(申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く)
 - ②事業実態が把握できずと大阪信用保証協会が判断した場合
 - ③法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
 - ④申込人(関係人を含む)がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
 - ⑤申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不適当と判断した場合
 - ⑥休眠会社(最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規程により、休眠会社として解散したものとみなされたもの)および休眠組合の場合(「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの)
 - ⑦業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
 - ⑧申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
 - ⑨暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
 - ⑩その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不適当と判断した場合

ご 注 意

- このごあんないは、経営支援特別融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。(※融資申込時に運転免許証、健康保険証等で本人確認をさせていただきます。)郵送では受け付けません。申込書受付後、取扱金融機関および信用保証協会が審査し、保証及び融資の諾否、決定金額について通知します。(各取扱金融機関からご連絡します。)
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込を代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。
このような代行業者は、大阪市および大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことになりますが、ご協力いただけない場合は審査を打ち切らせていただくことがあります。なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。